

社会科学

第52巻第4号
[通巻135号]

特集 体制形成期北朝鮮の文化史

| | | |
|----|---|-------|
| | 1 特集にあたって | 板垣 竜太 |
| 論説 | 3 1946年平壤・普通江改修工事の再検討 ―「突撃」という脱植民地化の技法― | 谷川 竜一 |
| | 37 解放直後北朝鮮地域社会の〈罪と罰〉 ―黄海道平山郡の刑事訴訟記録(1946～47年)の基礎研究― | 板垣 竜太 |
| | 69 抗日闘争の「聖地」を踏査・発掘する ―北朝鮮の中国東北地方抗日武装闘争戦跡地踏査団(1959年)について― | 水野 直樹 |
| 資料 | 101 雑誌『祖国』に掲載された音楽・歌劇・舞踊関連記事の紹介：1964～1969年 | 森 類臣 |

特集 植民地主義の歴史と現在

| | | |
|-------|--|-------|
| | 115 特集にあたって | 菊池 恵介 |
| 論説 | 117 インド人のみたタンガニーカ ―植民地化構想・委任統治・国際連盟への請願― | 山田 智輝 |
| | 151 社会防衛と流刑 ―19世紀の矛盾集約地としての仏領ニューカレドニア― | 友寄 元樹 |
| | 177 植民地朝鮮における旅行証明書制度 ―植民地的検問体制の出現と朝鮮人― | 呉 仁濟 |
| | 211 「朝鮮と日本のあるべき関係」を求めて ―梶村秀樹による量刑の会および指紋捺捺拒否運動への活動従事を手がかりに― | 大槻 和也 |
| 研究ノート | 243 沖縄の軍事基地に抗する人々と地域 ―嘉手納基地爆音差止訴訟と原告団支部から― | 桐山 節子 |

特集 経済制度と社会秩序の形成に関する理論実証分析

| | | |
|----|--|-------------------|
| | 275 特集にあたって | 上田 雅弘 |
| 論説 | 277 日本の製紙業におけるイノベーション効果の分析 ―大王製紙のケース― | 上田 雅弘 |
| | 299 電力市場と容量市場における価格の曖昧性を考慮した火力発電容量の投資価値評価 | 辻村 元男 |
| | 315 過疎部における介護サービス施設の効率性 ―徳島県西部医療圏を対象に― | 内藤 徹 |
| | 337 財閥傘下企業への一族内での影響力の継承 ―パキスタン4財閥の近年の動向を踏まえて― | 川満 直樹 |
| | 357 テクノロジー利用と社会規範 ―AI監査の責任を巡る陪審員判断に係る経済実験― | 田口 聡志 |
| 書評 | 373 重田園江『ホモ・エコノミクス―「利己的人間」の思想史』(筑摩書房, 2022年) | 小島 秀信 |
| 論説 | 379 グリーン社会とソーシャル・イノベーション ―多世代共創とNbSの手法を用いた一考察― | 服部 篤子 |
| | 401 東南アジアにおける対米, 対中, 対日世論調査の課題と日本外交への示唆 ―「選択を迫る」から「共に選択肢を考える」関係へ― | 木場 紗綾 |
| | 423 プランテーションにおける栽培作物の転換 ―インドネシア・ジャワ島のアブラヤシの事例― | 中村 和敏 |
| 資料 | 1 同志社大学文化情報学部蔵「奈良絵源氏物語色紙」の紹介(一) | 福田 智子 |
| | 23 伝土佐光起筆「白描源氏物語色紙絵」(同志社大学所蔵)の紹介 | 岩坪 健 |
| | 43 京町家に生きる ―秦家(京都市太子山町)の聞き取り調査から― | 秋元 せき・小林 文広・三枝 暁子 |
| | 65 京都府乙訓郡上植野村総代日誌(四) | 安國 陽子・玉城 玲子 |

執筆者紹介（掲載順）

| | | |
|-------|-----------------------------------|-------------|
| 谷川 竜一 | 金沢大学新学術創成研究機構准教授 | 第20期 第6研究会 |
| 板垣 竜太 | 同志社大学社会学部教授 | 第20期 第6研究会 |
| 水野 直樹 | 京都大学名誉教授 | 第20期 第6研究会 |
| 森 類臣 | 摂南大学国際学部特任准教授 | 第20期 第6研究会 |
| 山田 智輝 | バーミンガム大学大学院人文法学研究科博士課程 | 第20期 第8研究会 |
| 友寄 元樹 | 同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科博士課程（後期課程） | 第20期 第8研究会 |
| 呉 仁濟 | 同志社大学グローバル地域文化学部嘱託講師 | 第20期 第8研究会 |
| 大槻 和也 | 同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科博士課程（後期課程） | 第20期 第8研究会 |
| 桐山 節子 | 同志社大学人文科学研究所嘱託研究員（社外） | 第20期 第8研究会 |
| 上田 雅弘 | 同志社大学商学部教授 | 第20期 第16研究会 |
| 辻村 元男 | 同志社大学商学部教授 | 第20期 第16研究会 |
| 内藤 徹 | 同志社大学商学部教授 | 第20期 第16研究会 |
| 川満 直樹 | 同志社大学商学部教授 | 第20期 第16研究会 |
| 田口 聡志 | 同志社大学商学部教授 | 第20期 第16研究会 |
| 小島 秀信 | 同志社大学商学部准教授 | 第20期 第16研究会 |
| 服部 篤子 | 同志社大学政策学部教授 | 第20期 第5研究会 |
| 木場 紗綾 | 神戸市外国語大学国際関係学科准教授 | 第20期 第4研究会 |
| 中村 和敏 | 九州産業大学経済学部准教授 | 第21期 第8研究会 |
| 福田 智子 | 同志社大学文化情報学部教授 | 第21期 第6研究会 |
| 岩坪 健 | 同志社大学文学部教授 | 第21期 第6研究会 |
| 秋元 せき | 京都市歴史資料館歴史調査員 | 第21期 第12研究会 |
| 小林 丈広 | 同志社大学文学部教授 | 第21期 第12研究会 |
| 三枝 暁子 | 東京大学大学院人文社会系研究科准教授 | 第21期 第12研究会 |
| 安國 陽子 | 同志社大学人文科学研究所嘱託研究員（社外） | 第20期 第9研究会 |
| 玉城 玲子 | 向日市文化資料館館長 | 第20期 第9研究会 |

社会科学 第52巻第4号

2023年2月28日発行

定価 1,000円

編集兼
発行者 同志社大学人文科学研究所
京都市上京区今出川通烏丸東入
〈TEL〉075(251)3940

印刷所 協和印刷株式会社
京都市右京区西院清水町13
〈TEL〉075(312)4010

インド人のみたタンガニーカ —植民地化構想・委任統治・国際連盟への請願—

山 田 智 輝

本稿の目的は、第一次世界大戦期から1920年代後半までの、インド人とイギリス委任統治領タンガニーカ（旧独領東アフリカ）の関係と、国際連盟および委任統治制度をめぐる彼らの認識やかかわりを明らかにすることである。本稿はまず、タンガニーカをインドの植民地にすべきとの構想について、インド人からの反応や批判に着目しながら分析する。つぎに、国内外のインド人が、タンガニーカのみならず国際連盟と委任統治制度をどのようにとらえていたのかを検討する。そして、タンガニーカのインド人住民たちから委任統治当局や国際連盟への請願の内容と論理、それが引き起こした統治者側や国際連盟の反応を考察する。

本稿が明らかにするのは、おもにつぎの3点である。第1に、1920年前後のインド人たちが、委任統治は植民地統治とは異なるとみなしていたことである。第2に、インドの国際連盟加盟国としての地位と、タンガニーカは植民地ではなく委任統治領であるという事実が、インド人からの請願の論拠となったことである。そして第3に、彼らの請願が受任国たるイギリスを当惑させ、委任統治領住民の請願とその権利にたいする、イギリスおよび国際連盟の姿勢を試したことである。彼らの請願はかならずしも地位向上やリドレスにつながったわけではなかったが、帝国の被統治者は、植民地統治をめぐる国際的な制度と規範を逆手にとり、直接の統治者ばかりでなく、彼らを飛び越して国際的な場へも訴えかけたのである。

は じ め に

第一次世界大戦の結果、敗戦国となったドイツ帝国とオスマン帝国は、アフリカ・太平洋・中東における領土を喪失した。これらの領土は、スイスのジュネーヴを本部として創設された国際連盟の規約第22条にて、「近代世界の苛烈な条件のもとでまだ自立しえない人々が居住しているところ」と定義され、国際連盟の監督下にある委任統治領となった。そしてその統治は、住民の「福祉と発展を計ることが文明の神聖なる使命である」という原則に立って「先進国に委任」され、「連盟に代わる受任国」が「後見の任務を遂行」した¹⁾。この委任統治という新たな制度は、受任国にたいし、各委任統治領の統治にかんする年次報告書を国際連盟の常設委任統治委員会（Permanent Mandates

Commission; 以下、PMC と略記) に提出するよう義務づけた。PMC は通例、数週間にわたる会合を少なくとも年に一度は開催し、受任国代表者に質問を投げかけながら各委任統治領の統治について審議した。そして、重大な問題が生じていると判断した場合には、連盟理事会に勧告するという任務を負った²⁾。

従来、委任統治は第一次世界大戦以前の植民地統治となんら変わりないとみなされることが多かった。たしかに国際連盟は、当時のあるインド人が批判したように、「大国に利するようジュネーブで協議をおこなう」、加盟国のかぎられた機関であった³⁾。そして委任統治制度は、露骨な帝国主義への批判が高まっていた当時の国際環境に応じて、連盟の監督下での住民の「福祉と発展」を理念として掲げたが、戦勝列強による植民地の再分割を目的とした植民地体制の再編であった⁴⁾。

しかし近年、第一次世界大戦後の国際機関や国際主義にたいする学術的関心の高まりにとともに、国際連盟のはたした役割が見直されている⁵⁾。こうした動向を背景として、国際連盟の監督下での植民地統治体制たる委任統治制度についても再検討がなされつつある。そこで明らかとなってきたのは、受任国が各委任統治領の統治にかんする国際連盟への説明責任を、これまで考えられてきたよりもはるかに深刻に受け止めていたことである⁶⁾。というのも、PMC の議事録や理事会への報告書、各委任統治領の統治や請願にかんする所見は、すべて公開・出版されたからである。そのうえ、国際連盟はこれらの出版物を、すべての連盟加盟国政府のみならず、50 近くの国や地域（一部の植民地や委任統治領をふくむ）における、数百もの報道機関、公立および大学図書館、国際組織や人道主義団体に、原則として無償で提供した。また、数々の政治家や植民地官僚、活動家、研究者などの個人にまで送付した⁷⁾。たしかに委任統治制度は、植民地統治とは異なる統治をおこなうよう受任国に強制する拘束力を、実際にはもたなかった。しかし、スーザン・ペダーセンが論じているように、国際連盟による監督が、委任統治領ひいては植民地の統治をめぐる規範形成や情報の収集と公開をうながし、委任統治は植民地統治とは異なると受任国にいわしめたのである⁸⁾。

それと同時に検討が進められているのは、国際連盟および委任統治制度の創設者たちが予期していなかったようなありかたで、植民地主義の間われる国際的な場が生じたという側面である。すなわち、委任統治制度の創設と運用が、植民地主義に抑圧されている人びとに、国際機関への請願という権利要求の新たな途を拓いたのである⁹⁾。委任統治領住民からの請願権は、委任統治制度を規定した国際連盟規約第 22 条でも、各委任統治にかんする条項でも言及されていなかった。しかし国際連盟は、委任統治領住民か

らの請願の波に押され、彼らや第三者に請願権を認める規定を1923年までに整備していった。こうして、委任統治領住民が直接の統治者を飛び越してジュネーヴへ苦情を訴える権利が、制度として保障されるにいたった。とはいえ実際には、彼らの請願が聞き入れられてリドレスにつながることはほとんどなかった。しかし、そうした請願をつうじて彼らが受任国を動揺させ、統治の実態について、新たに設けられた国際的な場へと問いかけた点は重要である。たしかに国際連盟は植民地帝国の主導する機関であったものの、委任統治という国際的な植民地統治体制を逆手にとつての、植民地主義に抑圧された人びとからの請願は、いかに「植民地の被統治者が、みずからに押しつけられた教えをかわしたり、換骨奪胎したり、あるいは再解釈したりすることで、植民地権力の裂け目のなかに生を築こうとした」のかを示している¹⁰⁾。

戦間期に委任統治領となった地域のひとつが、イギリスを受任国とし、のちにタンガニーカとよばれる、旧独領東アフリカであった。委任統治領住民から国際連盟への請願についての先駆的な研究が示唆するように、タンガニーカの請願者はおもに、委任統治期以前より移住しはじめていた、インド人たちであった¹¹⁾。しかし、先行研究は各委任統治領の「原住民」からの請願をもっぱら分析の対象としてきた。そのため、タンガニーカ統治にかんするインド人からの請願の内容や論理について、ひいては彼らの請願が、タンガニーカの委任統治当局やイギリス本国の植民地省、ジュネーヴの国際連盟でいかなる反応を引き起こしたのかについては、明らかにされてこなかった¹²⁾。また、タンガニーカあるいは東アフリカにおけるインド人コミュニティにかんする歴史研究においても、彼らから国際連盟への請願は看過される傾向にある¹³⁾。

以上をふまえて本稿は、そうした研究上の間隙を埋めるのみならず、委任統治制度の明らかにされていない側面を検討する。すなわち、インド人という、植民地主義に抑圧されているものの「原住民」ではない委任統治領の住民が、どのように国際連盟と委任統治制度をとらえ、利用しようとしたのかである。そのために、1920年代におけるタンガニーカのインド人住民たちから委任統治当局および国際連盟への請願について検討する。そして、国際連盟に着目することで、本国と「植民地」——ここではイギリスとタンガニーカ、あるいはイギリスとインド——という従来の分析枠組みをこえつつ、彼らが国際的な植民地統治体制とそのなかでの請願のメカニズムにどのようにかかわったのかを考察する。

しかし、そうした彼らの請願行動を検討する前に、第一次世界大戦の勃発直後より論じられた、独領東アフリカをインドの植民地にすべきという構想と、それをめぐる議論

をとりあげたい。なかでも本稿が着目するのは、その構想へのインド人からの反応や批判である。この構想については、いくつかの先行研究が詳細に論じてきた¹⁴⁾。しかし、ロバート・ブライスの研究に顕著にみられるように、その分析対象は、イギリス政府内の政策決定者間での議論が多くを占めている。したがって、国内外のインド人自身がその構想へ示した態度について、十分に検討されてきたとはいいがたい。本稿前半でこの主題について検討するのは、当時のインド人たちが、いかに植民地化構想やタンガニーカをみなしていたかだけでなく、国際連盟や委任統治制度、ひいては帝国主義ないし植民地主義そのものを、どのように認識していたかの一端が明らかとなるからである。

1 「インドの植民地」？

1.1 植民地化構想の登場

1914年7月28日に第一次世界大戦が勃発し、イギリスは8月4日にドイツへ宣戦布告した。それにともない、1918年11月11日に休戦協定が締結されるまで、イギリス帝国全体から人員および物資が動員された。インドからは100万人以上が動員され、そのうち約90万人がインド国外の戦場へ駆り出された。そして、インド兵の犠牲はおおよそ5万3000人にも上った¹⁵⁾。

第一次世界大戦が開戦して数か月後の1914年10月から、東アフリカ戦線においてイギリス率いる連合国軍がドイツ軍を撃退するという想定のもと、戦争協力の見返りとして独領東アフリカをインドの植民地にすべきとの論が登場する。アフリカの探検家および植民地行政官であったハリー・ジョンストンは、独領東アフリカこそ「インド人の入植」に適した、いわば「ヒンドゥー教徒のアメリカ」であるとし、大戦という「この重大な危機においてインドの示している忠誠を考慮して」同地域をインドに分け与えるべきと主張した¹⁶⁾。

1915年1月2日、イギリスの『ジョン・ブル』誌は、「インド人のための独領東アフリカ」と題する記事を掲載し、独領東アフリカをインド人の入植先とするのが「親切な行為」だと論じた。いわく、「ヒンドゥー教徒〔インド人〕の余剰人口の捌け口が必要であることは否定しえず」、大戦へのインドの貢献を考慮すれば、「気候的に適していて肥沃で、人口の希薄な土地において、〔……〕何千人ものヒンドゥー教徒の産業と事業のために機会を提供することほど、われわれの感謝の意を示すものはない」と¹⁷⁾。この記事にたいして、インド国民議会イギリス委員会の機関紙としてロンドンで発行され

ていた『インド』紙は、即座に反論した。同紙は、「インド人はどこにも「居留地」など一切必要としていない」のであって、「ただひとつの望みはイギリス市民として扱われることにある」と綴った¹⁸⁾。以後、植民地化構想をめぐる議論のなかで論点のひとつとなるのは、カナダやオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ連邦といった、ドミニオン（帝国内の「白人」自治領）へのインド人移民についてであった。インド人は年季契約労働（とりわけ1870年代以降）や「自由意志」にもとづき世界各地に移民していたが¹⁹⁾、ドミニオンでは「白人社会」を保持するために、19世紀末以降、ヨーロッパ言語の読み書き試験などをつうじて、アジア系移民を制限・選別する政策がとられていた²⁰⁾。

さらに、上述の『ジョン・ブル』誌の記事が掲載されたのと同日の1915年1月2日、イギリスの保守系雑誌である『アウトルック』誌においても、インドによる独領東アフリカの植民地化を主張するべつの記事が掲載された。その記事は、英仏など連合国軍の占領する独領植民地が戦後に返還されることはなく、イギリスが東アフリカ、フランスが西アフリカを分け合うと想定しつつ、独領東アフリカを戦争協力への見返りとしてインドに与えるべきだと論じた。そして、「インド〔政庁〕か植民地省——もちろん前者が好ましかろう——が直接に統治するもとの、多かれ少なかれ、ある種の特別な居留地として植民地を分け与えることは、インド人全体にありがたく思われるであろう」と綴った。さらに、こうした構想が「いかに帝国全体へ利益をもたらすかを考えてみよ」と読者に問いかけ、つぎのように主張した。この構想の実現は、「さまざまな理由により新参者が歓迎されなかったり適切でなかったりする、帝国のほかのあらゆる地域への有色人種の移住という大きな問題を解決することになるだろう」。というのも、「カナダに入国しようとする有色人種は、東アフリカに向かうことになるだろう。インドの余剰人口のための合意によって、ほかの場所で機会が与えられるのであるから、オーストラレーシア〔オーストラリアおよびニュージーランド〕は自国の態度が正当化されると感じるであろう。他方で南アフリカは、人種にまつわるいざこざの起こる可能性がなくなって安堵するであろう」²¹⁾。

この記事にたいしても、『インド』紙は即座に反論記事を掲載した。同紙は、独領東アフリカを植民地として与えられることにインド人全体が感謝すると考える『アウトルック』誌は大きく間違っている」と主張した。そして、インド人の求めるものは東アフリカにおける植民地ではなくイギリス帝国内で自由に移民する権利であるとし、後者の問題が前者によって埋め合わされると『アウトルック』誌の記事に書かれている点に

驚きを禁じえないと綴った²²⁾。さらに、パンジャブ地方のラホールで発行されていた日刊新聞『トリビューン』紙も、そうした構想が「移民問題を解決するかのように思うのは間違いである」と、批判的に報じた²³⁾。

また1915年9月には、イギリスの軍人でインドの植民地行政に携わったチャールズ・イエイトが、インドによる独領東アフリカの植民地化構想を講演の場で支持した²⁴⁾。こうした論は、限定的とはいえ、イギリス政府内でも注目を集めていた。たとえば、1915年3月には、戦時内閣のなかの内部組織である軍事会議にて、当時の植民地大臣ルイス・ハーコートが、「インド移民問題を解決するために」独領東アフリカを獲得するのが望ましいと発言した²⁵⁾。

インド紙のなかには、インドによる独領東アフリカの植民地化の必要性を唱えるものもあった。たとえば、ボンベイ発行の『ニュー・タイムズ』紙は、「インド帝国への独領東アフリカの併合は、インドと帝国の安寧と幸福のために非常に必要であるため、もしこの目的が達せられなければ、今般の大戦におけるわれわれの犠牲が水の泡になると、つねづね考えている」と綴った²⁶⁾。また、インド人の賛同者のなかには、法廷弁護士およびイスラーム研究者として活動し、第一次世界大戦におけるイギリス帝国への支持により受勲したことで知られるアブドゥラ・ユスフ・アリがいた。彼は、インドの大戦への貢献とそれにとまなう発言権の拡大を強調しつつ、連合軍による独領東アフリカの占領には「インドも協力したのであり、また東アフリカには多数のインド人住民がいるため、インドはアフリカのその地域への移民にかんする発言権を有するであろう」と主張した²⁷⁾。

1917年8月、東アフリカにおけるインド人ムスリムのなかで最大のシーア派コミュニティの指導者であり、1915年までに植民地化構想に賛成していたアガ・カーン3世が、ロンドンの『タイムズ』紙上に記事を寄せた。そのなかで彼は、1915年2月に亡くなったインドの政治家ゴパル・クリシュナ・ゴーカレーの遺言を公開した。その遺言には、「独領東アフリカはインドが植民地化するためにインド政庁に引き渡されるべきである」という文言がふくまれており、それは植民地化構想に呼応したものであった²⁸⁾。翌年の1918年には、アガ・カーンみずからが自著のなかで植民地化構想への賛意を綴った²⁹⁾。

1.2 モリソン案とその余波

植民地化構想を唱えた人物のうち、もっとも影響力を有したのが、インドで長年にわ

たって植民地行政に従事し、大戦時には東アフリカで戦争省所属の政務官を務めた、セオドア・モリソンであった。彼は、ゴーカレーやアガ・カーンの考えに共鳴しつつ、「インドの植民地」と題する覚書を、1918年7月にインド大臣エドワード・モンタギューへ提出した。モンタギューは、この覚書を好意的にとらえ、戦時内閣の閣僚に提出した。その覚書の内容は、インド人にとってドミニオンやほかの英領植民地よりも移住に適した、現在はイギリスの占領下にある旧独領東アフリカを、インド人移民のための安全弁としてインドに与えるべきというものであった。モリソンはその覚書に、インド人は「帝国においてより高い地位を占める権利があると証明する機会を与えられているのである。つまり彼らは、植民地保有国となり、野蛮な者を文明化するのに一役買うよう勧められているのである」と書き添えた³⁰⁾。

さらに翌月の1918年8月、モリソンは『タイムズ』紙にて持論を披瀝した。彼はまず、インド人がイギリス帝国臣民であるにもかかわらず、事実上、オーストラリアやカナダ、南アフリカといった帝国内のドミニオンへの自由な立ち入りを禁じられていることが問題であると指摘した。しかしその一方で、彼らに制限なく帝国内での移民を認めることは、「根本的に誤って」おり「論外である」と主張した。その問題にたいして彼の提示する解決策は、「帝国を構成するそれぞれが、自国にくわえて、帝国内の未開発な地域のうち、みずから割り当てられた一定の勢力圏をもつ」という案であった。そして、「イギリス帝国に公式に組み込まれるまで独領東アフリカとして知られていた広大な地域は」、帝国内での移民にかんする利害を放棄するのを条件として、「インドに割り当てられるべき」であると論じた。また彼は、「文明」の程度において、ヨーロッパ人を上位、アフリカ人を下位、そしてインド人をその中間に位置づけ、つぎのように主張した。すなわち、工業化をなしたとげたヨーロッパ人と「いまだ驚くべきほど原始的な」アフリカ人とのあいだの「文明」の程度は隔絶しており、後者が前者から直接に「文明」を学ぶことは不可能である。しかしアフリカ人は、その「文明」の階梯のなかで、みずからよりも上位だがヨーロッパ人よりは近い位置にあるインド人、とりわけ農民や職人から「文明」を学びとることができる。したがって、アフリカ人にとっても彼の案は有益なはずである、と。こうしてモリソンは、「独領東アフリカをインドの植民地とすることにより、帝国の係争問題のひとつを解決すると同時に、東アフリカの黒人の進歩を物質的に援助することができる」と結論づけた³¹⁾。また翌月にも、彼はイギリスの文芸誌上にて、同様の趣旨の持論について詳述した論考を発表した³²⁾。そしてさらに、自身の考えを「インド人の読者に提示」すべく、インドのアラハバードで発行さ

れていた『ヒンドスタン・レビュー』誌にも論考を寄せた。そこでも彼は、インドは「植民地を保有し文明化する側の世界の大国のひとつになる」に値すると主張した³³⁾。

モリソンの構想に、イギリスおよびインドでさまざまな反応が寄せられた。イギリスでは、『タイムズ』紙がその社説で、アガ・カーンやゴーカーレーの主張との連続性を指摘しつつ、モリソンの構想に懐疑的な見解を示した。同紙は、インド人に適切な移住先を与えることと、「インド人がみずからの問題にたいして限定的な責任管理しか与えられていない時期に、もうひとつの大陸での崇高なる帝国の使命をインドに授けること」は別問題であると述べた。そして、「この計画は十分かつ公平に議論されるべきものであると考えるが、それが実現可能であるかどうかは疑わしい」と、モリソンの案を疑問視した³⁴⁾。『タイムズ』紙上でのこのような議論は、インド紙でも一定の注目を集めた。たとえば、『インディアン・レビュー』誌はモリソンの記事を³⁵⁾、アラハバード発行の『リーダー』紙はモリソンの記事と社説とを紹介した³⁶⁾。また、『トリビューン』紙は、モリソンの記事と社説の内容を報じ³⁷⁾、後日、モリソンの記事全文を転載した³⁸⁾。ただし同紙は、1915年に植民地化構想を批判的に報じていたものの、モリソンの記事を詳細に紹介したさいには、見解や論評をくわえていない。

また、元ボンベイ知事のシドナム卿もモリソン案に異を唱え、その構想を現実のものとするさいに適切な人材をインド人のなかから見いだすのは困難であろうと主張した³⁹⁾。ケニアの白人入植者のあいだで指導的立場にあったクランワース卿は、東アフリカにおける白人入植者の利害を擁護すべく、モリソンによる提案の現実性に反駁した⁴⁰⁾。さらに彼は、アフリカ人住民の利益を最優先に考えているかのように、その構想は「われわれのために戦ったアフリカ人臣民への裏切りをなす」と言い張った⁴¹⁾。

その一方、インド紙のなかには、植民地化構想に賛同したものもあった。たとえば、マドラスで発行されていたタミル語の日刊新聞『デサバクタン』紙は、「いかなる土地でも植民地化し、それを発展させる才能と能力の両方」を「明らかに」有しているインド人が、旧独領東アフリカを植民地化するのは「好ましいこと」であると綴った⁴²⁾。くわえて、おなじくマドラス発行のべつの新聞は、「もし講和会議が、独領東アフリカの人びとはまだ自治に適していないという結論に達するならば、それを植民地化するのにインド人以上にふさわしい人びとはいまい」と主張した⁴³⁾。

さらに、モリソンの構想が引き起こした反響は、報道の場にかざられなかった⁴⁴⁾。イギリスの占領下にある旧独領東アフリカの統治を管轄するホーレス・バイアットは、つぎのように植民地省へ報告している。すなわち、モリソンの構想とそれが巻き起こして

いる議論は、タンガニーカのみならずケニアやウガンダをふくめた東アフリカ全域において「かなりの注目を集めて」おり、「インド人住民のあいだに政治的興奮を呼び起こし」ている。そして、「それがなければ打ち出されなかったであろう要求を彼らに表明させるにいたっている」と⁴⁵⁾。実際、ナイロビを拠点とするケニア・インド人協会と同様に、「ダルエスサラームの〔タンガニーカ・〕インド人協会はそれ〔植民地化構想〕を心底から支持する」うえ、その具現化のために集会ないし会議の開催を計画しており、モーハンダース・カラムチャンド・ガンディーにも支援を求めた⁴⁶⁾。さらに、ケニアのモンバサにおいて、当時はまだインド人議員の選出されていないケニア立法評議会が、インドによる旧独領東アフリカの植民地化構想に反対するという動議を可決したとき、それは同地域を「植民地化するというインド人の願望を完全に踏みにじる」ものであるとして、インド人住民が大規模な抗議集会を催した⁴⁷⁾。

こうした東アフリカにおけるインド人住民の動向は、アフリカ人住民ないしは当局を警戒させるのに十分なものであった。バイアットによれば、インド人住民の活動とその目的が知れ渡るやいなや、「原住民のあいだで相当な不安と動揺が生じ」た。ケニアとの国境付近に位置しインド洋に面するタンガでは、1918年12月17日に「自然発生的な抗議集会」が催された。そして、同地の年配指導者層26名が署名した、イギリスによる直接の統治を強く望む「対抗請願」が、バイアットひいてはイギリスの国王および議会宛てに提出されたのであった⁴⁸⁾。

1.3 インド人からの批判

植民地化構想への支持を呼びかけられたガンディーは、当初よりそれに反対する姿勢を堅持した。その構想は帝国内部での平等を求める自身の運動の理念に反すると、彼は考えたのである。そして1919年末には、東アフリカのインド人住民に植民地化構想を放棄するよう求めるべく、活動をともにしていた盟友チャールズ・アンドリュースを東アフリカへ派遣した⁴⁹⁾。

モリソンが東アフリカで政務官としての役割を終えたあとに会話を交わしたという、インド人ジャーナリストのニハル・シングは、モリソンの案に反論した。彼は、「セオドア・モリソン氏が自分たちに黒人を文明化するという問題にとりくむ機会を与えるよう訴えていることをインド人は高く評価するであろう。しかし、インド人が自身の国内問題を処理するのを許されないまま、独領東アフリカの統治と発展に責任を負うようになれば、それがいかに異常なことであるかをじっくり考えたのかと、インド人は彼にま

ちがいなく問うであろう」と述べた。そして、インド国内での自治が十分に与えられないなかで、インド人が東アフリカの「命運を導いたり握ったりするのは、いかにして可能なのか」と疑問を投げかけた。「インドの植民地という考えは、インド人が自分たちの土地の主とイギリスに認められてこそ、はじめて実現可能となる」のであった。とくに彼が反対したのは、インドによる旧独領東アフリカの植民地化と引き換えに、ドミニオンへの入国の自由を放棄するという点であった。彼は、「インド人という名に値する者はだれも、そのような取引には応じないだろう」と断言し、「インド人は、イギリス臣民そして人間として、イギリス帝国のなかの広大な地域からみずからを排除するような取り決めには、いかなるものであっても、その当事者となることはできない」と主張した。

ただし彼にとって、「東アフリカ人が文明化されるのを手助けするという考えを棄てる必要はな」かった。なぜなら、「もし、この国〔旧独領東アフリカ〕が国際的な信託委員会に引き渡されるならば、もっと大きな社会奉仕の機会を望むインド人が、他国の人びとと協力して東アフリカの人びとを向上させない理由はない」からであった。彼の考えでは、第一次世界大戦の結果として、「未開の人種をあつかう新たな実験を開始するというまたとない機会」を戦勝国側が手にしたのであった。

このように、シングがモリソンの構想に反対した理由は、インド人は国内でも完全な自治を手にしていないことと、ドミニオンへ自由に入国する権利を犠牲にできないことの2点であった。ただし、インド人がアフリカ人を「文明化する」という思考したいはモリソンらと共通していた⁵⁰。

そして、インド人側からの反応として見逃せないのが、大戦終結の2か月前にあたる1918年9月に『インド』紙へ掲載された記事である。これは、アガ・カーンやモリソンらが主張した、インドによる旧独領東アフリカの植民地化構想について、「インド帝国主義というきらびやかな理論」と皮肉しながら批判的に論じるにとどまらず、より広い視野に立って帝国主義ないし植民地主義そのものを批判する内容となっている。

当該記事はまず、第一次世界大戦におけるインドの貢献を考えれば「現世的な利益の奪い合いからインドが排除されるべきでない」というモリソンらの考えを要約する。つぎに、インドによる旧独領東アフリカの植民地化構想にたいし、「崇高なる帝國的使命をインドに授けること」や適切な人材の存在への懐疑から、否定的な見解を示した『タイムズ』紙の社説を引用しつつ詳しく紹介している。そのうえで同記事は、後者の導いた結論について「おおむね、しかし、おそらくいくぶん異なる理由で、同意する」ので

あった。同記事が植民地化構想に否定的なのは、ドミニオンでのインド人の処遇にかんして、「こうした「目くらまし」をもちだして気をそらそうとすることに反感を抱く」からであった。

そして同記事は、「だれかの利益のために、東アフリカ沿岸部あるいはその他の地域へのインド人移民の送り出しを人為的に方向づけることには絶対に反対である」と宣言し、「アジア・アフリカでの帝国主義の新たなゲームの駒となるのではなく、インド国内に努力を振り向けるべきであると論じた。というのも、「植民地化なきインド人移民送り出し」はありえず、「アフリカの原住民を犠牲にすることなくして、インド（あるいは他国）が東アフリカを植民地化するのは不可能だと考える」からであった。

そして、以下のように結論づけている。「こうした新たな帝国主義の推進者が犯している最大の誤謬は、現在の世界構造の非常に大きな原因となっている錯誤、すなわち、国家の偉大さには植民地が必要不可欠であるという誤った考えである。合州国はその逆をあらわす顕著な例である」。この引用文中の最後の一文は、アメリカ合州国もまた、白人入植型植民地という起源をもち、フィリピンなどの植民地を領有するとともに中南米諸国を従属させている、ひとつの帝国であるという事実を看過している。それどころか、例外的に植民地を保有しない大国とみなしている。しかし同記事は、こうした限界を抱えているとはいえども、インドによる旧独領東アフリカの植民地化構想について、ドミニオンとの関係性を引き合いに出しながら反対するにとどまらなかった。それは、アフリカの人びとにも言及しながら、より広い射程をもって、植民地を支配する側とされる側という二分法によって成り立つ帝国主義的な世界構造そのものをも衝く論を展開したのである⁵¹⁾。

1.4 委任統治制度の創設

モリソンの提案は、インド省から賛同を得たものの、植民地省からの強い反対を受けた。結局、1918年末までにイギリス政府はその構想を否決するにいたった⁵²⁾。1919年1月から6月まで、パリ講和会議が開催され、そこでもっとも論争を巻き起こした議題のひとつが、連合国側の占領下にある旧ドイツ・オスマン帝国領の処遇についてであった。これらの敗戦国の領土を戦利品として併合することにたいする批判の高揚を受け、戦勝国側は1919年1月30日、これらの領域を、国際連盟の監督のもとで受任国が統治を担う委任統治領とすることに合意した。新たに考案された委任統治制度は、その領域を「文明」の程度に応じてAからCまでの3段階に区分し、西南アフリカをのぞくア

フリカの旧ドイツ領植民地を B 式委任統治領と定めた⁵³⁾。しかし、パリ講和会議の開催から約 1 か月が過ぎても、どの国がどの委任統治領の受任国となるのかは不透明であった⁵⁴⁾。

インドによる旧独領東アフリカの植民地化構想がその主唱者にとってさえ現実的な選択肢でなくなったとすれば、つぎなる選択肢は、同地域が委任統治領となるにともなって、インドがその受任国としての任務を引き受けることであった。ここで注目すべきは、植民地化構想に強く異を唱えていた、インド国民会議系の『インド』紙が、その選択肢にはむしろ積極的に賛意を示した点である。同紙に掲載された社説の筆者にとり、インドが旧独領東アフリカの委任統治を引き受けるのは自然なことであった。というのも、南アフリカ連邦が西南アフリカの、オーストラリアとニュージーランドが南太平洋上の諸島の、日本が西太平洋の赤道以北に位置する島々の委任統治受任国となるならば、インドは「東アフリカの発展に特別な利害を有し、すでに多くのインド人住民を抱え」ているからであった。そして同紙は、旧独領東アフリカがインドを受任国とする委任統治領になることは、「この地域が事実上のインドの植民地となるよりも、あるいは、イギリス政府の統治するところとなるよりも、はるかにすぐれた取り決めである」と綴った。しかし、その主張を引き出したのは、たんにインドと東アフリカとの結びつきの深さだけではなかった。「インドがドミニオンやイギリス本国に並んで国際連盟の委任統治受任国となれば、各国間でのインドの威信を著しく高めることになる」がゆえに、「このような解決策を心より歓迎する」のであった⁵⁵⁾。

また、南アフリカにおいてガンディーとインド人差別問題で共闘した経験をもつ弁護士で、ロンドンを拠点とするインド人海外協会の名誉会長をのちに務めたヘンリー・ポラクは、インドによる旧独領東アフリカの植民地化構想を否定した。そして、イギリスが受任国になると予想しつつ、国際連盟の代理という形式での統治は、インド人に諸権利を保障するであろうと、委任統治制度へ期待を込めた⁵⁶⁾。

結局、1919年5月7日に連合国側は、イギリスが旧独領東アフリカの委任統治を担うと決定した⁵⁷⁾。受任国となったイギリスは、1920年初頭に、同地域をタンガニーカ湖にちなみ「タンガニーカ・テリトリー」と改称した。この名称変更をめぐるのは、委任統治という第一次世界大戦後の植民地統治をめぐる新たな体制と規範に沿うよう、「植民地」や「保護領」といった従来の用語の使用が慎重に避けられた⁵⁸⁾。

委任統治制度の創設により、タンガニーカが植民地ではなく委任統治領という新たな範疇の領域となることについて、『インド』紙は「インドと国際連盟」と題する記事を

掲載した。この記事は、国際連盟の監督のもとでの統治は、委任統治領にとどまらず、そのほかの植民地の統治にも影響をおよぼすことになるだろうと述べたうえで、つぎのように論じている。

インドが国際連盟の一員としてその権威と影響力をただちに行使できる直接的かつ実地的な方法がひとつある。それは、英領〔東アフリカ〕保護領において大きな損害をもたらした反印的な法律および政策が、東アフリカの委任統治領にまで適用されるのを阻止することである。経験上、インド人が行政を担わない場合、イギリスが自由に統治するよりも委任統治の受任国として振る舞うほうが、インド人の利益ははるかに守られる。インドはいまや、委任統治領においてイギリスが白人入植者の圧力を受けてインド人を差別しようとするものなら、国際連盟に訴えることができる⁵⁹⁾。

ここで述べられている「経験上」という言葉が、なにをさしているのかは不明瞭であるが、この記事の筆者は、従来の植民地とは異なり、国際連盟の監督下におかれる委任統治領では、前者におけるよりもインド人住民の利害を尊重した統治がおこなわれるであろうとの期待感をにじませた。そして、不都合が生ずれば国際連盟に訴えることができると指摘した。

さらに、植民地期のインドにおいてもっとも有力な英字新聞のひとつであった、アラバード発行の『リーダー』紙も、同様の指摘をおこなっており、つぎのように論じている。「国際連盟のもとで委任統治領として統治されるタンガニーカ・テリトリーにかんして、イギリス政府は世界の国際的な良心にたいして責任を負うこととなる。しかしインドもまた、国際連盟の創設国のひとつであり、委任統治領において、すべての人びとが同様に等しくあつかわれるよう要求する権利がある」⁶⁰⁾。また、べつの記事でも、委任統治が実施されるならば、「インド人の権利は全面的に保障されるであろう」と綴った⁶¹⁾。

このとき、国際連盟への訴えとして想定されていたのは、インド政庁ないしは連盟総会インド代表など、国家間のチャンネルをつうじた抗議であろう。しかし実際に、委任統治下におかれたタンガニーカでのインド人にまつわる問題について、国際連盟、あるいはそれを引き合いに出しながら当局へ請願を積極的におこなったのは、タンガニーカに暮らすインド人住民たち自身であった。

2 委任統治領タンガニーカとインド人からの請願

2.1 権利主張の拠り所としての連盟加盟国の地位

第一次世界大戦への貢献により、インドはパリ講和会議への参加を認められ、ほかの主権国家と法的には対等な立場でヴェルサイユ条約を締結した。くわえて、インドは原加盟国のひとつとして国際連盟への加盟を認められたが、唯一の非自治・非主権国家という点で例外的な存在であった⁶²⁾。

タンガニーカにかんする個別の委任統治条項は、1922年8月1日付で正式に定められた。なかでもインド人に関係したのが、連盟加盟国出身者の平等を規定した第7項であった。同項は、受任国たるイギリスにたいし、公序良俗に反さず現地法を遵守する範囲において、「領内への入国および居住、その各人と財産の保護、動産および不動産の取得、ならびに職業ないし商取引にかんして、自国民が享受するのと同じの権利」と「完全なる経済的・商業的・産業的平等」を、連盟加盟国のすべての人びとに保障するよう義務づけた⁶³⁾。これらの条項は、B式委任統治領たるタンガニーカでは差別的なあつかいを受けないであろうとの、インド人の期待を裏書きするはずであった⁶⁴⁾。

こうして委任統治領タンガニーカでは、アジア系移民を排除・選別する制度を構築してきたドミニオンとは異なり⁶⁵⁾、連盟加盟国の出身者たるインド人に入国の自由が認められ、建前上、イギリス人との同一の権利が保障された。また、隣接する英領植民地のケニアやウガンダよりも政治的・経済的自由が享受できるとの期待を寄せてであろうが⁶⁶⁾、1920年代をつうじて多数のインド人がタンガニーカへ移住した。実際、同地域におけるインド人人口は、ゴア人をのぞいて、1921年の9,411人から1931年の2万3422人へと、10年間で2倍以上に増加し⁶⁷⁾、その大半が商業に従事した⁶⁸⁾。

インドが国際連盟の加盟国であるという事実は、ヨーロッパ人住民が発行主体の『ダールエスサラーム・タイムズ』紙にとっては、インド人住民の不满を正当化するのではなく、むしろ封じ込めるべきものであった。たとえば同紙は、1922年にタンガニーカのインド人住民が、インドにおけるガンディーの逮捕に抗議して自身の営む商店を一斉休業したさい、「インドは国際連盟の加盟国であるから、ここにいるインド人にはあらゆる特権が与えられており、不满などないはずだ」と綴っている⁶⁹⁾。

しかし、インド人住民にとって、インドの連盟加盟国としての地位は、委任統治領における連盟加盟国出身者の平等を保障すべきものであり、したがって、その平等を侵害

すると思われる事柄にたいして異議を申し立てるさいの論拠となった。こうした彼らの新たな法的地位について、イギリス外務省の法律顧問は、「委任統治領の受任国たる〔イギリス〕本国政府にたいして、インドがこうした規定に依拠する権利を有するというのは、ずいぶんと奇妙な結果である」と述べている⁷⁰⁾。とはいえ、「請願のひとつひとつが、植民地で支配された人びとの人間性を主張する小さなスキャンダル」なのであった⁷¹⁾。

1921年12月、ロンドンに拠点をおくインド人海外協会は、タンガニーカ総督に就任したバイアットがインド人を軽んじたとの廉で植民地省に抗議した。事件は、タンガニーカ北部にあるヴィクトリア湖の南岸に位置するムワンザで、タンガニーカ・インド人協会の代表団がバイアットに謁見しようとしたときのことである。バイアットは、ヨーロッパ系住民の代表団を地区政務官の官舎に招き入れた一方、インド人代表団を屋内へ招かず屋外のベランダに留めおいた。このできごとは、「インド人協会が激しく憤り、反対している差別」であった。「タンガニーカは、〔委任統治〕政府の長が本国政府を代表して統治するものの、それが国際連盟の名と権威の下でおこなわれる委任統治領であるということに鑑みて」、インド人とヨーロッパ人とのあいだでなされた「差別的なあつかいは、連盟の対等たる加盟国のひとつに属する住民集団にかんして、とりわけ不当であ」った。それゆえ、「異議申立てせず看過することは許されない」のであった⁷²⁾。

さらにその翌月、インド人海外協会は、タンガニーカ鉄道におけるインド人の処遇ないし人種隔離について抗議した。鉄道当局は、1等車および2等車をもっぱらヨーロッパ人に割りあて、とくに1等車の切符をインド人には発行しようとしなかった。「タンガニーカ・テリトリーは、インドが対等たる加盟国のひとつとなっている国際連盟からの委任統治のもと、本国政府によって統治されている」のであり、「不満が向けられているこのような類の人種差別がタンガニーカ当局に許容されるなどということは、〔国際連盟〕規約の精神にも委任統治の精神にも完全に反している」と、請願者たちの眼には映った⁷³⁾。

イギリス植民地省高官のチャールズ・ストレイチーは、「タンガニーカのインド人からの不満の種になりうるものにいつも目を光らせている」と自認していた。彼にとって、タンガニーカ鉄道当局の態度は、「タンガニーカではどうしても容認できない〔人種〕隔離」であり、「きわめてわずらわしい」問題であった。そして彼は、「委任統治ということを考慮すれば、これはあってはならないものである」と書き記した。植民地省

は、その言葉をバイアットに伝え、鉄道における人種隔離政策を撤廃し、再発防止に努めるよう求めざるをえなかった⁷⁴⁾。

2.2 国際連盟への請願

タンガニーカのインド人住民からの請願は、ダルエスサラームの総督やロンドンの本国政府にとどまらず、ジュネーヴの国際連盟にも宛てられた。その典型的な例は、1923年における「収益税と行商人および交易商人の営業許可証にかんする諸条例」の制定をめぐるものであった。同年4月1日に効力を発したその条例は、すべての商店主にたいし、当局の算定する額の収益税と営業許可料の支払いを義務づけた。それと同時に、脱税の阻止を目的として、英語ないしはスワヒリ語で帳簿をつけるか、あるいはそのいずれかへ翻訳した帳簿を当局へ提出するよう義務づけた⁷⁵⁾。

この条例は、それまで帳簿をグジャラート語やそのほかのインド諸語で、あるいは文字に記さずにつけていたインド人商店主たちの怒りを買った。彼らは、この条例が実質的に、もっぱらインド人住民を標的として制定されたとみなした。というのも、タンガニーカにおける商業コミュニティの大部分をインド人が占めており、いくぶん誇張もあろうが彼ら自身によれば、その割合は90%から95%にまで上ったからである⁷⁶⁾。こうして、新たに定められた義務は、インド人住民にたいして差別的であり、したがって委任統治に反すると、彼らは考えたのである。

しかし、総督バイアットにとっては、「この要件が委任統治への侵害であると主張することは馬鹿げている」のであった。彼は、「委任統治領においては、すべての連盟加盟国の出身者が用いている言語なら、いかなるものでも公式に認められるべきとの議論が罷り通るのだとすれば、統治はたちまち馬鹿々々しいものとなろう」と書きつけ、同条例の見直しには応じなかった⁷⁷⁾。

抗議の声が聞き入れられないなか、インド人たちはその条例にしたがおうとせず、要求された営業許可証を取得せずに商店の営業をつづけようとした。すると、ある記事によれば、地区政務官がタンガニーカ・インド人協会の本部を訪れ、彼らが断固として不服従を貫くならば、刑事訴追も辞さない警告した。そして実際に南東部のリンディでは、営業許可証なしに営業を2日間おこなったインド人商店主が刑事訴追された⁷⁸⁾。

インド人商店主たちは、同条例にたいする抗議として、タンガニーカ全域にわたる一斉休業に踏み切った。そのさなかの1923年4月、インド人協会は総督バイアットに宛てて書簡を送り、当該条例について抗議した。同協会はまず、その条例が課すことにな

る負担の増加により、多数のインド人商人が破産する可能性がある」と指摘した。そのうえで、彼らの多くが条例の施行の停止ないし撤回を求めていることを根拠に、植民地省が同条例の施行をさしあたり停止するよう要求した。この件について植民地省に報告した総督バイアットは、インド人協会が在タンガニーカのインド人商人に一斉休業するよう呼びかけていることにふれつつ、「商店の休業によって一番の被害を受けるのはインド人自身である」と記した。そして、「このような扇動に屈することは不可能である」とし、「いかなる行動もとらないよう断固として求め」た⁷⁹⁾。

一方、インド人協会は、その抗議の書簡を植民地省とインド省のみならず、国際連盟へも転送するようバイアットに求めていた。この要求が植民地省の官僚たちを困惑させた。インド人協会の要求に応じて抗議の書簡を国際連盟に転送すべきかどうかという問題にたいする懸念の大きさは、つぎの点からも窺える。バイアットからの電信の冒頭部分にある、「わたしは以下の用件を植民地省、インド省、国際連盟に転送するようインド人協会から求められている」という文言のなかで、おそらく植民地省官僚の施したであろう下線が、国際連盟という言葉にのみ引かれているのである⁸⁰⁾。

この要求に応えるかどうかについて、植民地省官僚の多くが否定的な態度を示した。同省高官のストレイチャーは、「わたしが疑念を抱いているのは、その抗議を連盟事務局へ送る義務があるのか否かということである」との懸念を吐露しつつ、「委任統治領住民からの国際連盟への請願」と題する覚書きを作成した。彼がまず着目したのは、連盟理事会で採択されたばかりの決議の第1項であった。それは、「委任統治領住民による国際連盟への請願はすべて、当該受任国政府をつうじて国際連盟事務局に送付されねばならず、また後者はこうした請願にたいして適当と思われる評釈を加えねばならない」というものであった。この規定によれば、もしインド人協会からの抗議文を連盟に転送しなければならぬのなら、タンガニーカ当局の意図を説明すべく、評釈や当該布告、補足情報を添える必要があった。しかし、ストレイチャーの最大の懸念は、つぎの一文に集約される。すなわち、「なんらかの法律に異議を唱える者が、「国際連盟にお伝えください」との文言をふくむ抗議文を送ってくるだけで、われわれは行政措置について連盟にたいして自己弁護しなければならないのだとすれば、受任国政府は不愉快な立場に立たされることとなる」。したがって、彼はこの請願を、連盟理事会で定められた書式に則ったものではなく、また連盟になんらかの措置を求めているわけではないとして、国際連盟にたいする請願とはみなさなかつた。そして、連盟への転送の「要求を無視」すべきと結論づけた⁸¹⁾。

さらに彼は、仮に連盟へ伝えねばならない場合には、当該条例はインド人住民のみを対象とするものではなく住民一般に適用されるものであるため、「委任統治条項に違反するものではなく、また「その適用、修正あるいは修正は、イギリス政府のあつかう問題であり、国際連盟が決定するものではない」と言い切って、「一切の「弁明」をせずに」済ませべきであるにつけくわえた⁸²⁾。また、おなじく植民地省官僚のチャールズ・デイヴィスは、「これが委任統治受任国の熟慮すべき国際連盟への請願だと考える理由が、わたしにはまったく解せない」と述べ、国際連盟への転送に否定的な態度を示した⁸³⁾。

こうした意見に異を唱えたのが、当時の植民地省政務次官ウィリアム・オーンズビー=ゴアであった。彼は、以下のように述べている。

ストレイチャー氏の意見には賛成しかねる。このような問題にかんして、不当なあつかいを受けて憤った人びとは受任国を介して連盟に請願する権利を有するということが、委任統治制度によって認められているのは明らかである。おそらく、連盟理事会により決定された厳格な手続きはタンガニーカのインド人協会にまだ伝えられていないのであろうから、わたしの思うに、われわれは細部にこだわるのではなく、こちらからの返答や必要と思われる総督の報告とあわせて、その請願を事務総長に転送すべきである⁸⁴⁾。

このような見解を述べたオーンズビー=ゴアこそ、1921年から1923年まで国際連盟の常設委任統治委員会（PMC）の初代イギリス代表を務めた人物である。彼は、その第1回会合にて、PMCの役割がたんに各委任統治領の統治にかんする年次報告書を審査するにとどまるのかについて議論がなされたさい、委任統治領住民に請願権を認めるよう提案していた。そのとき彼は、「植民地住民に本国議会へ訴える権利があるのならば、委任統治領の住民にも同様に、委任統治を司る国際連盟へ訴える権利があろう」と述べたのである⁸⁵⁾。

1923年5月、当該条例に反対するインド人代表団がロンドンを訪れ、植民地省からその施行停止ないし撤回を検討するとの譲歩を引き出した。これにより、54日間にもおよんだ一斉休業は終了した⁸⁶⁾。しかし、翌1924年にこの問題は再燃した。というのも、バイアットの提出した条例の修正案では、帳簿記入のための言語にかんする義務は、零細商店主には免除されたものの、フランス語が新たに認められた一方でインド諸

語は認められなかったからである⁸⁷⁾。これにたいしてタンガニーカ・インド人協会は、「インド系諸語の意図的な排除は、インドの言葉で書かれたものを侮辱するために企まれたのである。そのことは、タンガニーカが委任統治領であり、インドが国際連盟における対等な仲間であるのだから、いっそう深刻に感じられる」と、怒りをあらわにした⁸⁸⁾。

インド人住民の不満は、1924年に開催されたPMC第4回会合でもとりあげられた。7月1日の審議の場には、オーズビー=ゴアがイギリス政府の信任代表として出席した。彼に代わって1923年よりPMCイギリス代表を務めていた、元ナイジェリアおよび香港総督のフレデリック・ルガードが、委任統治領たるタンガニーカにおいてインド人への差別がなされているのではないかとオーズビー=ゴアに質問を投げかけた。後者はそれを否定し、インド人商店主が母語で帳簿をつけたとしても、その翻訳を当局へ提出すればよいのであり、「当局が世界のすべての言語の通訳官を抱える」など不可能であると反論した。この返答にたいしてPMCポルトガル代表のフレイレ・ダンドラーデは、「すべての商人が英語かスワヒリ語で書かれた帳簿を提出するのは困難であるから、この措置はある程度、処遇の平等という原則に違反する」との見解を述べたのであった⁸⁹⁾。

その後も、インド人たちは国際連盟を引き合いに出しながら当局に圧力をかけつづけた。1925年2月12日には、インドのインド人立法評議会が、国際連盟の場で「委任統治領、とくにタンガニーカにおけるインド人の苦情を効果的に表明し、その即時的な救済を求める」とする決議を採択した。その議員のひとり、連盟規約を読んだうえで、「イギリス政府は、ただ連盟の仲介者としての役割をはたしているにすぎず、インドは連盟の維持のために11ラーク〔110万ルピー〕を拠出しているのであるから、その組織へ苦情を申し立てる権利を有する」と発言した⁹⁰⁾。

こうした動きを受け、インド省は植民地省にたいして、後者の考えるよりもインド人の不満が高まっていると指摘した。そして、バイアットから総督の座を1925年4月に引き継ぐドナルド・キャメロンが「着任後に緊急にこの問題へ対処する」よう求めた⁹¹⁾。こうして植民地省は当該条例の見直しを迫られ、ストレイチーが「言語規制の必要性については疑問がある」と述べるにいたった⁹²⁾。結局、国際連盟を引き合いに出しながらなされた、インド人からの一連の抗議を受け、その条例は1927年4月に撤回されることとなった⁹³⁾。

2.3 受任国をつうじての請願

前述のように、国際連盟規約第22条にも、各委任統治領の統治にかんして受任国が負う具体的な義務を規定した個別の委任統治条項にも、委任統治領住民が国際連盟へ請願する権利についての言及はなかった。しかし国際連盟は、1920年1月10日の創設以来、彼らからの請願が絶えないことを受け、1923年までに、彼らに連盟への請願権を正式に認める請願手続きを徐々に整備していった⁹⁴⁾。

しかし、請願手続きの整備によって、委任統治領住民からの請願はジュネーヴへ届けられることが保証されたわけではなかった。というのも、その手続きには、彼らからの請願は受任国をつうじて届けられなければならないという規定があったからである。この規定は、委任統治領住民からジュネーヴへの直接の請願を封じるものであった。国際連盟総会ハイチ代表のダンテ・ベルギヤルドが述べたように、「不満を抱いているまさにその相手に不満を伝える」ことを彼らに強いたのであった⁹⁵⁾。

この規定は、委任統治について管轄する連盟内部の人物からも疑問視されていた。たとえば、連盟事務局のなかでPMCの任務を補佐する部署にあたる、委任統治部の初代部長を務めたスイス人学者のウィリアム・ラパードは、その規定は「将来、かぎりない問題」を引き起こしうると指摘した。というのも、「もし受任国がその裁量のもとで請願を転送したり差し止めたりできるのであれば、多くの関係者や連盟に批判的な人びとの眼には、請願権はほとんど価値のないものに映るだろう」からであった⁹⁶⁾。また、PMCのスウェーデン人委員であったアナ・ブギー=ヴィクセルも、受任国が住民からの請願をジュネーヴへ届け出るかどうかを決定する裁量を有することについて、懐疑的な見方を示した。彼女の考えでは、「政府の誠意に委ねられるのは、できるかぎり少ないほうがよい」のであった⁹⁷⁾。

このように、1923年までに整備された手続きにより、請願権が制度として正式に認められた。とはいえ他方で、その請願規定は、委任統治領住民が直接の統治者を迂回し、国際連盟へ苦情を申し立てることを妨げるものであった。しかし、その規定にもかかわらず、あるいはそれゆえに、委任統治領住民は国際連盟へ直接に請願することをやめなかったのである。

そうした人物のひとり、ダルエスサラームのインド人商人ラジャバリ・エスマイル・バルー・タワーであった⁹⁸⁾。彼の1927年2月17日付の請願は、「現在の統治にたいするなんらかの不満や批判のつもりで」ものされたわけではないという譲歩的な記述からはじまる。その請願の内容は、第一次世界大戦中にドイツの植民地当局が、戦後半

年以内に払い戻すという約束のもと、住民から銀を回収して手形に交換したが、終戦から8年ほど過ぎた今もなお補償されていないというものであった。そしてタワーは、その損失額については言及していないものの、「ドイツの債務が債権者へたしかに支払われるようにするのは、委任統治委員会の任務であるはずだ」と主張した⁹⁹⁾。

翌3月、国際連盟事務局の委任統治部は、その請願をタワー自身に返送し、請願手続きにしたがい、受任国をつうじて提出しなすよう求めた¹⁰⁰⁾。しかし、同年6月にタワーはふたたび国際連盟へ直接に書簡を送った。というのも、指示にしたがい、国際連盟へ転送するようタンガニーカ当局に請願を提出したが、当局は請願の内容が国際連盟のあつかうべきものではないとして、彼の要求を拒否したからであった。タワーは、当局から受け取った返信を添えて、ふたたび連盟に訴えたのである¹⁰¹⁾。

タワーからの2通目の書簡を受け取った委任統治部の部員たちは、その問題について検討しはじめた。彼らにとって重要であったのは、彼の請願に連盟が応えるべきかどうかよりも、タンガニーカ当局が彼の請願を差し止めたという事実であった。彼らは、「これが請願ではないとはけっして言い切れず、その転送を拒んだことについて当局は正当化されないであろう」とみなした¹⁰²⁾。また、受任国が請願を差し止める権利は認められないとの姿勢をPMCがすでに示していることも指摘した¹⁰³⁾。1927年10月から11月にかけて開催されるPMCの第12回会合に先がけ、同年8月に連盟はこの件にかんしてイギリス政府に問い合わせ、委任統治部のアメリカ人部員ハンティントン・ギルクリストが作成した覚書を「純粹に個人的なかたちで」送付した。その覚書の内容は、請願にかんする「規則は、受任国が連盟へ請願を転送するという義務をはたすさいに選別することは認めていない」と諫めるものであった¹⁰⁴⁾。

タワーの請願にかんする問題は、1927年11月1日にPMCの議題に上った。その審議の場には、イギリス政府の信任代表としてオーズビー=ゴアも出席した。その日、彼にたいして、PMCのイタリア代表で委員長を務めていたアルベルト・テオドーリが、受任国政府には「明確に連盟へ宛てられた請願を差し止める権利は認められていない」と述べた。するとオーズビー=ゴアは、おそらく故意に論点をすり替えながら、タワーの請願は大戦中にドイツが発行した手形の換金にかんするもので、ヴェルサイユ条約の締結あるいは委任統治制度の運用よりも前に生じた事柄であると返答した。つづけて彼は、タワーの請願はPMCや連盟の関与すべき事項ではなく、当事者とドイツ政府とのあいだで解決されるべき問題であると述べた。これにたいしてテオドーリは、PMCがその問題の解決それじたいに乗り出すことはなかろうと述べた。しかしそのう

えで、連盟へ宛てられた請願を現場の統治者が差し止める権利を有するとは認められないと繰り返し発言し、それこそが問題なのであると強調した。テオドーリの見解は、ほかの出席者たちからも同意され、受任国が請願を差し止めるのではなく転送したほうが公平であり「一般的な利益となる」と、ラパードは主張した。結局、PMC から詰問されたオーズビー=ゴアは、「もし請願〔の内容〕が現地政府には連盟の関与すべきところではないと思われた場合でも、これは連盟の問題であり、決定するのは現地政府ではない」と認め、ロンドンへ戻り次第、タワーの請願をめぐる問題について迅速に調査するつもりであると譲歩せざるをえなかった¹⁰⁵⁾。

委任統治部の作成した覚書と PMC での追及を受け、イギリス植民地省は、請願手続きにしたがってタワーの請願を転送しなかったことについてタンガニーカ当局を戒め、後者が「請願の転送を拒否したことは誤っていた」と認めなければならなかった¹⁰⁶⁾。そして、同省はタワーの請願を送付するようタンガニーカ当局に求めた。彼の請願は、同年 11 月 5 日によろやくジュネーブにある国際連盟へ所定の方法で提出された¹⁰⁷⁾。

しかし結局のところ、PMC はタワーの請願をただ受理したにとどまり、彼の求めに応じて補償がなされるよう対処することはなかった。とはいえ、彼の請願は、委任統治部と PMC が委任統治領住民の請願権をどれほど重視しているかを明らかにした¹⁰⁸⁾。そして連盟側の姿勢が、住民の請願権を尊重するようイギリス政府およびタンガニーカ当局に迫ったのであった¹⁰⁹⁾。

おわりに

以上で検討してきたように、第一次世界大戦が勃発するやいなや、戦争へのインドの貢献や、それまでのイギリス帝国内でのインド人移民をめぐる緊張の高まりを背景として、連合軍の占領する旧独領東アフリカが植民地としてインドに与えられるべきであるとの論が登場した。この植民地化構想は、イギリスおよびインドでさまざまな反応を引き起こし、インド人のなかには、東アフリカのインド人移民に顕著にみられたように、これを歓迎する者もいた。

しかし、その植民地化構想を、インド国民会議イギリス委員会の機関紙としてロンドンで発行されていた『インド』紙は一貫して批判した。さらに同紙は、その批判をつうじて、帝国主義的な世界そのものをも広く批判したのであった。その一方で、イギリス政府が最終的に植民地化構想を退け、パリ講和会議にて委任統治制度の創設が決定され

ると、同紙はインドがタンガニーカの委任統治を担う受任国になるべきとの論を張った。その背景には、インドと東アフリカの交流の歴史のみならず、委任統治をつうじてインドの国際的地位が高まるであろうとの期待が潜んでいた。そしてイギリスが受任国となることが明らかになると、同紙をはじめとするインド紙は、インド人住民の利害が守られ、また不都合が生ずれば国際連盟へ訴え出ることができるとの期待から、植民地統治よりも委任統治のほうが望ましいと論じた。このようにインド人たちは、委任統治制度が徐々にかたちづくられてゆく1920年前後には、国際連盟の監督のもとでの統治という新たな委任統治制度は、従来の植民地統治とは明確に異なる統治を意味するであろうとみなしていた。

とはいえ、マリア・フランケが論じているように、自治や民族自決への期待が裏切られたインドの新聞雑誌や知識人の多くは1920年代なかばまでに、国際連盟の政治的な活動分野にたいして批判的な態度を示すようになっていった¹¹⁰⁾。しかし、本稿が明らかにしたように、1920年代をつうじて、タンガニーカのインド人住民にとっては、非主権国家たるインドが例外的に国際連盟への加盟を認められたこと、およびタンガニーカが形式上は植民地ではなく委任統治領という新たな範疇に属することが、彼らの平等を保障すべき後ろ盾となった。そうした地位を拠り所として、インド人たちは、みずからが不当だとみなすものにたいして抗議し、ダルエスサラームの当局およびロンドンの本国政府のみならず、そうした直接の統治者を飛び越してジュネーブの国際連盟へも請願したのであった。とはいえ、彼らの請願は、かならずしも地位向上やリドレスにつながったわけではなかった。請願が聞き入れられた場合でも、その背景には商店の一斉休業という実力行使があった。しかし、彼らの請願は、たんなる不満のガス抜きではなかった。むしろ、受任国を当惑させ、委任統治領住民の請願とその権利にたいするイギリスや国際連盟の姿勢を試した。1920年代におけるインド人たちの請願は、彼らが国際連盟とその監督下での国際的な植民地統治体制をどのように認識し、そしていかに利用しようとしたのかを反映するものであった。

植民地支配による露骨な利益追求が否定されるようになった戦間期において、ジュネーブで問われたのは、帝国の存在ではなく帝国支配のありかたとその正当化であった。こうした国際環境の変化を背景として案出・運用されたのが、委任統治制度であり、その最大の特徴のひとつが請願制度であった。たしかに、委任統治領と植民地のあいだで実際の統治は大差なかったといえども、受任国は委任統治領を、国際連盟による監督と情報の収集・公開、住民ないし第三者からの請願を考慮に入れつつ治めねばなら

なかった。そして、その統治の内実や、請願とそれへの対処によっては、国際連盟ひいては他帝国からの干渉を招きかねなかった。ただし、本稿で検討した事例にかぎらず、委任統治領住民からの請願によってリドレスがもたらされることは、ほとんどなかった。しかし、請願の重要性は、本国と植民地という従前の関係に国際連盟がくわえられて新たに生じた体制を利用し、請願者が声をあげた点にある。帝国の被統治者は、植民地統治をめぐる国際的な制度と規範を逆手にとり、直接の統治者ばかりでなく、彼らをバイパスして国際的な場へも訴えかけたのである。

謝辞

本稿の内容は、2022年8月29日から9月2日にかけてフランス・パリの社会科学高等研究院 (École des hautes études en sciences sociales) で開催された、*Global History Collaborative Summer Institute* にて発表し、参加者から多くの貴重なコメントを得た。また、その参加にあたっては、科学研究費・国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B)) 「「循環」を問い直す—物質・文化・環境を繋ぐグローバルヒストリー」 (研究代表者: 杉浦未樹, 研究課題番号 19KK0015) の一環として支援を受けた。この場を借りて感謝申し上げる。

注

- 1) 訳文は以下による。木畑洋一「国際連盟の設立」歴史学研究会編『世界史史料 10—20世紀の世界 I』岩波書店、2006年、148-149頁。
- 2) PMC は9人の委員から構成され、その全員が公職に就いてはならず、また受任国の出身者は4人に限定すると規定された。各委員の出身国は、1927年にドイツ代表がPMC への加入を認められるまで、イギリス・フランス・ベルギー・日本・イタリア・オランダ・ポルトガル・スペイン・スウェーデンであった。また、スイス人学者のウィリアム・ラパードは、連盟事務局の委任統治部の初代部長の職を1924年に辞任したのちも、「特別委員」としてPMC の会合に出席しつづけた。Susan Pedersen, *The Guardians: The League of Nations and the Crisis of Empire*, Oxford: Oxford University Press, 2015, pp. 59-64.
- 3) Bakar Ali Mirza, 'The Congress against Imperialism', *Modern Review*, vol. 66, no. 5, 1927, pp. 555-566, p. 555.
- 4) Martti Koskenniemi, *The Gentle Civilizer of Nations: The Rise and Fall of International Law 1870-1960*, Cambridge: Cambridge University Press, 2001, pp. 171-174. また、おもに国際連盟の刊行文書や二次文献に依拠しつつ、国際法と従属地域の統治実践とが連関するメカニズムとして委任統治制度を考察した、アントニー・アンギーの著作も参照。彼は、直接の領土支配にもとづく植民地統治から、世界銀行などの国際機関による間接的な支配のありかたへの橋渡しとして、委任統治制度が重要な役割をはたしたと論じている。

- ただし、彼の研究の主眼は委任統治をめぐる国際レジームにあり、統治された側の人びとの動向や主体性はほとんど検討されていない。Antony Anghie, *Imperialism, Sovereignty, and the Making of International Law*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004, pp. 115–195. 帝国をめぐる当時の国際環境については、Philippa Levine, ‘Age of Imperial Crisis’, in Philippa Levine and John Marriot (eds.), *The Ashgate Research Companion to Modern Imperial Histories*, Farnham: Ashgate, 2012, pp. 75–96, pp. 78–88 を参照。
- 5) Pedersen, ‘Back to the League of Nations’, *The American Historical Review*, vol. 112, no. 4, 2007, pp. 1091–1117; Daniel Laqua (ed.), *Internationalism Reconfigured: Transnational Ideas and Movements Between the World Wars*, London: I. B. Tauris, 2011; Simon Jackson and Alanna O’Malley (eds.), *The Institution of International Order: From the League of Nations to the United Nations*, Abingdon: Routledge, 2018. 直近では、『グローバル・ヒストリー』誌の第17巻第2号において、「国際機関と脱植民地化のグローバル・ヒストリーに向けて」と題する特集号が組まれている。とりわけ、Eva-Maria Muschik, ‘Special Issue Introduction: Towards a Global History of International Organizations and Decolonization’, *Journal of Global History*, vol. 17, no. 2, 2022, pp. 173–190 を参照。
- 6) Pedersen, *The Guardians*; Michael D. Callahan, *Mandates and Empire: The League of Nations and Africa, 1914–1931*, Brighton: Sussex Academic Press, 1999; Callahan, *A Sacred Trust: The League of Nations and Africa, 1929–1946*, Brighton: Sussex Academic Press, 2004.
- 7) League of Nations Archives, Geneva [hereafter LNA], R78/1/52914/52914, File entitled ‘Free Distribution of Mandates Documents: General Matters’.
- 8) Pedersen, *The Guardians*, p. 4. また、Pedersen, ‘The Meaning of the Mandates System: An Argument’, *Geschichte und Gesellschaft*, vol. 32, no. 4, 2006, pp. 560–582 も参照。
- 9) Pedersen, *The Guardians*, pp. 77–103; Pedersen, ‘Samoa on the World Stage: Petitions and Peoples before the Mandates Commission of the League of Nations’, *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 40, no. 2, 2012, pp. 231–261; Simon Jackson, ‘Diaspora Politics and Developmental Empire: The Syro-Lebanese at the League of Nations’, *Arab Studies Journal*, vol. 21, no. 1, 2013, pp. 166–190; Natasha Wheatley, ‘Mandatory Interpretation: Legal Hermeneutics and the New International Order in Arab and Jewish Petitions to the League of Nations’, *Past & Present*, vol. 227, no. 1, 2015, pp. 205–248; Ananda V. Burra, ‘Petitioning the Mandates: Anti-colonial and Anti-racist Publics in International Law’, PhD dissertation submitted to the University of Michigan, 2017; Balakrishnan Rajagopal, *International Law from Below: Development, Social Movements, and Third World Resistance*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003, pp. 67–71; Aleksandar Momirov, ‘The Individual Right to Petition in Internationalized Territories: From Progressive Thought to an Abandoned Practice’, *Journal of the History of International Law*, vol. 9, no. 2, 2007, pp. 203–231; Arnulf Becker Lorca, *Mestizo International Law: A Global Intellectual History 1842–1933*, Cambridge: Cambridge University Press, 2014, pp. 253–257.

- 10) Frederick Cooper, *Colonialism in Question: Theory, Knowledge, History*, Berkeley: University of California Press, 2005, p. 16.
- 11) Annie H. M. van Ginneken, 'Volkenbondsvoogdij: Het Toezicht van de Volkenbond op het Bestuur in Mandaatgebieden, 1919-1940', PhD dissertation submitted to the University of Utrecht, 1992, p. 199.
- 12) キャラハンやブッラは、タンガニーカのインド人住民からの請願について言及しているものの、それはわずかにとどまっており、この主題を十分に検討しているとはいいがたい。Callahan, *Mandates and Empire*; Burra, 'Petitioning the Mandates'.
- 13) ロバート・グレゴリーによる東アフリカのインド人にかんする研究は、タンガニーカのインド人住民から国際連盟への請願についてふれているが、史料として用いられている連盟文書は、刊行されたものにかぎられている。Robert Gregory, *India and East Africa: A History of Race Relations within the British Empire 1890-1939*, Oxford: Clarendon Press, 1971, pp. 376-393.
- 14) Gregory, *India and East Africa*, pp. 145-176; Robert J. Blyth, *The Empire of the Raj: India, Eastern Africa and the Middle East, 1858-1947*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2003, pp. 93-119. また、この構想について、イギリス帝国が東アフリカを植民地化するなかで、インドおよびインド人がどのような役割をはたしたかという文脈から検討したものとして、Thomas R. Metcalf, *Imperial Connections: India in the Indian Ocean Arena, 1860-1920*, Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, 2008, pp. 182-187 がある。
- 15) Stephen Garton, 'The Dominions, Ireland, and India', in Robert Gerwarth and Erez Manela (eds.), *Empires at War: 1911-1923*, Oxford: Oxford University Press, 2014, pp. 152-177, p. 155.
- 16) Harry H. Johnston, 'The German Colonies', *Edinburgh Review*, vol. 220, no. 450, 1914, pp. 298-312, p. 309. なお、引用文中の「ヒンドゥー教徒」は、ヒンドゥー教という特定の宗教を信仰する者だけでなく、南アジア出身者全体をさしていると考えられる。また彼は、翌年にも同様の主張を繰り返している。Johnston, 'The Political Geography of Africa before and after the War', *The Geographical Journal*, vol. 45, no. 4, 1915, pp. 273-294, p. 287.
- 17) 'German East Africa for the Indians', *John Bull*, vol. 18, no. 448, 2 January 1915, p. 2.
- 18) 'Notes and News', *India*, 8 January 1915, p. 14. 『インド』紙は、1890年2月に創刊され、当初は不定期で刊行されたが、1893年に月刊となり、1898年から1921年の廃刊まで週刊で発行された。イギリス本国でのインド国民会議派の活動において、この媒体が果たした役割については、Prabha Ravi, 'Journal 'India' (1890-1921): Its Role in Educating English Public Opinion on India's Struggle for Freedom', *Proceedings of the Indian History Congress*, vol. 57, 1996, pp. 536-546 を参照。なお、インドの『インディアン・レビュー』誌も『ジョン・ブル』誌の記事にふれているが、その内容を伝えるにとどまり、

- これにたいする見解は述べられていない。‘German East Africa for Indians’, *Indian Review*, vol. 16, no. 4, 1915, p. 368.
- 19) Barbara D. Metcalf and Thomas R. Metcalf, *A Concise History of Modern India*, 3rd ed., Cambridge: Cambridge University Press, 2012, pp. 126–127.
 - 20) Cornelis Heere, ‘“That Racial Chasm that Yawns Eternally in Our Midst”: The British Empire and the Politics of Asian Migration, 1900–14’, *Historical Research*, vol. 90, no. 249, 2017, pp. 591–612. 英語圏の白人入植地の各地で1900年前後にとられたアジア人移民排斥体制が相互に関連していたことについては, Marilyn Lake and Henry Reynolds, *Drawing the Global Colour Line: White Men’s Countries and the International Challenge of Racial Equality*, Cambridge: Cambridge University Press, 2008を参照。なお、ドミニオンは第一次世界大戦後、帝国の一員としてイギリス本国と対等な地位を獲得することになる。
 - 21) ‘A Great Opportunity’, *The Outlook*, 2 January 1915, pp. 10–11.
 - 22) ‘Indians and German East Africa: The “Outlook’s” Proposal’, *India*, 15 January 1915, p. 32.
 - 23) ‘East Africa for Indians’, *Tribune*, 17 February 1915, p. 1.
 - 24) ‘Indian Colonisation in East Africa’, *Indian Review*, vol. 16, no. 9, 1915, p. 808.
 - 25) Quoted in Gregory, *India and East Africa*, pp. 156–157.
 - 26) *New Times*, 31 May 1917, *Report on Indian Papers Published in the Bombay Presidency for the Week ending 16th June 1917*, no. 24 of 1917, p. 9.
 - 27) A. Yusuf Ali, ‘India in the Empire War Council: A Symbol and its Future Meaning’, *Manchester Guardian*, 13 April 1917, p. 4. この記事は、見出しおよび小見出しを変更したかたちで、以下にも転載されている。A. Yusuf Ali, ‘India and War Council Problems’, *India*, 20 April 1917, p. 165.
 - 28) ‘Mr. Gokhale’s Political Testament’, *The Times*, 15 August 1917, p. 7; Blyth, *The Empire of the Raj*, pp. 99, 101.
 - 29) Aga Khan, *India in Transition: A Study in Political Evolution*, Bombay and Calcutta: Bennett, Coleman and Co., 1918, pp. 123–132.
 - 30) The National Archives, Kew [hereafter, TNA], CAB 24/58, GT 5132, Theodore Morison, ‘A Colony for India’, July 1918 enclosed in Memo by E. S. Montagu, 16 July 1918.
 - 31) Morison, ‘India and German East Africa: An Imperial Task’, *The Times*, 24 August 1918, pp. 4–5. 最初に植民地化構想を唱えたひとりのハリー・ジョンストンも、同様の文明観ないし人種観を示していた。彼は1895年の時点で、東アフリカはインド人農民に適した入植地であるとし、彼らは農業技術をアフリカの人びとに教える「立派な教師」になりうると主張した。それどころか彼は、インド人とアフリカ人は「混血」すべきとまで考えていた。Metcalf, *Imperial Connections*, pp. 173–175.
 - 32) Morison, ‘A Colony for India’, *The Nineteenth Century and After*, vol. 84, no. 9, 1918, pp. 430–441.
 - 33) Morison, ‘An Indian Colony in East Africa’, *Hindustan Review*, vol. 38, no. 230–231, 1918,

- pp. 221–227.
- 34) ‘India and German East Africa’, *The Times*, 24 August 1918, p. 7.
 - 35) ‘Indians outside India: Indian Colonisation of East Africa’, *Indian Review*, vol. 19, no. 9, 1918, p. 668.
 - 36) ‘Colonisation of German East Africa’, *Leader*, 29 August 1918, p. 4.
 - 37) ‘An Indian overseas Colony’, *Tribune*, 11 October 1918, p. 2.
 - 38) ‘India and German East Africa: An Imperial Task’, *Tribune*, 23 October 1918, p. 6.
 - 39) Lord Sydenham, ‘The Future of India (I) : India as a Colonising Power’, *The Nineteenth Century and After*, vol. 84, no. 10, 1918, pp. 762–770.
 - 40) Lord Cranworth, ‘India and German East Africa: To the Editor of the Times’, *Mail*, 28 August 1918, p. 5.
 - 41) TNA, CO 691/18, Cranworth to Walter Long, 21 October 1918.
 - 42) *Desabhaktan*, 31 August 1918, *Report on English Papers Examined by the Criminal Investigation Department, Madras, and on Vernacular Papers Examined by the Translators to the Government of Madras for the Week ending 7th September 1918, no. 36 of 1918*, p. 1345.
 - 43) *Andhrapatrika*, 27 November 1918, *Report on English Papers Examined by the Criminal Investigation Department, Madras, and on Vernacular Papers Examined by the Translators to the Government of Madras for the Week ending 7th December 1918, no. 49 of 1918*, p. 1731.
 - 44) イギリス政府内における議論については、Blyth, *The Empire of the Raj*, pp. 104–112 を参照。
 - 45) TNA, CO 691/16, Horace Byatt to Secretary of State for the Colonies, 21 December 1918.
 - 46) TNA, CO 691/16, K. J. Jadab (Indian Association, Dar-es-Salaam) to Desai (Indian Association, Nairobi), 13 November 1918; Enclosure B, Indian Association, Dar-es-Salaam to Mohandas Gandhi, n.d.
 - 47) ‘Notes and News’, *India*, 24 January 1919, p. 26.
 - 48) TNA, CO 691/16, Byatt to Secretary of State for the Colonies, 21 December 1918; Ali b. Diwani et al. to Byatt, 17 December 1918. この「対抗請願」の署名者は、親英派のムスリムと英語教育を受けた現地人下級官僚であった。John Illife, *A Modern History of Tanganyika*, Cambridge: Cambridge University Press, 1979, p. 267.
 - 49) ‘Indians in British East Africa’ [reprint of C. F. Andrews’ note published in India in 1920], in H. N. Mitra (ed.), *The Indian Annual Register 1921*, Calcutta: The Annual Register Office, 1921, pp. 313–326, p. 324.
 - 50) Saint Nihal Singh, ‘The Fate of German East Africa’, *Indian Review*, vol. 19, no. 12, 1918, pp. 817–819. 彼の文明観におけるヨーロッパ人とインド人の位置づけは明確でないが、後者はアラブ人よりも「文明化された」存在であると、シングはモリソンに同意するかたちで記している。
 - 51) ‘A Vision of Indian Imperialism’, *India*, 6 September 1918, p. 83.

- 52) この計画をめぐるインド省と植民地省との議論にかんする詳細な分析については、Blyth, *The Empire of the Raj*, pp. 104–112 を参照。
- 53) 旧オスマン帝国領である中東地域は A 式委任統治領とされ、イギリスがパレスティナとイラクの、フランスがシリアとレバノンの受任国となった。また、西南アフリカをのぞくアフリカの旧ドイツ領植民地は B 式委任統治領に分類され、イギリスとフランスがトーゴとカメルーンをそれぞれ分割するかたちでそれらの受任国となり、ベルギーがルワンダ・ウルンディの、イギリスがタンガニーカの受任国となった。くわえて、C 式委任統治領として、西南アフリカが南アフリカの、ニューギニアがオーストラリアの、サモアがニュージーランドの、南洋群島が日本の委任統治下におかれ、ナウルはイギリス・オーストラリア・ニュージーランドが受任国となったが、実際の統治はオーストラリアが担った。
- 54) Pedersen, *The Guardians*, p. 29. 旧独領東アフリカを委任統治領とする決定がイギリスの植民地官僚へ与えた影響については、Callahan, ‘Nomansland: The British Colonial Office and the League of Nations Mandate for German East Africa, 1916–1920’, *Albion: A Quarterly Journal Concerned with British Studies*, vol. 25, no. 3, 1993, pp. 443–464 を参照。
- 55) ‘Notes and News’, *India*, 7 February 1919, p. 41.
- 56) ‘Indians outside India’, *Indian Review*, vol. 20, no. 4, 1919, p. 284.
- 57) Pedersen, *The Guardians*, p. 31.
- 58) Callahan, *Mandates and Empire*, pp. 49, 84–85; Illife, *A Modern History of Tanganyika*, p. 247.
- 59) ‘India and the League of Nations’, *India*, 18 July 1919, p. 23.
- 60) ‘Indians in East Africa’, *Leader*, 6 May 1920, p. 8. この記事はべつのインド紙にも転載されており、それに植民地当局が監視の目を光らせていたことは興味深い。‘Position of Indians in East Africa’, *Servant of India*, 13 May 1920, *Report on Newspapers Published in the Bombay Presidency for the Week ending 15th May 1920, no. 20 of 1920*, p. 23.
- 61) ‘Indians in East Africa’, *Leader*, 29 July 1920, p. 2.
- 62) Stephen Legg, ‘An International Anomaly? Sovereignty, the League of Nations and India’s Princely Geographies’, *Journal of Historical Geography*, vol. 43, 2014, pp. 96–110; Joseph McQuade, ‘Beyond an Imperial Foreign Policy? India at the League of Nations, 1919–1946’, *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 48, no. 2, 2020, pp. 263–295. また、Maria Framke, ‘India’s Freedom and the League of Nations: Public Debates 1919–33’, in Urs Matthias Zachmann (ed.), *Asia after Versailles: Asian Perspectives on the Paris Peace Conference and the Interwar Order, 1919–33*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2017, pp. 124–143 も参照。
- 63) また、第 8 項は良心および宗教の自由の保障を規定した。League of Nations, *British Mandate for East Africa, 1 August 1922*, C. 449 (1) a. M. 345 (a), 1922. VI., pp. 4–5.
- 64) なお、西南アフリカおよび太平洋上の C 式委任統治領では、受任国の構成部分として

- の統治が認められ、連盟加盟国出身者の平等は規定されなかった。この点について懸念したインド人海外協会が、国際連盟規約第22条ないし各委任統治条項の見直しを求めた文書を、1921年1月にジュネーヴへ送付している。LNA, R59/1/18717/18717, *Indians Overseas Association to the Secretary of the Permanent Mandates Commission*, 17 January 1921.
- 65) 非白人移民を排斥する政策が撤廃されるのは、カナダでは1960年代、オーストラリアとニュージーランドでは1970年代に入ってからのことであった。Heere, “That Racial Chasm that Yawns Eternally in Our Midst”, p. 591.
- 66) イギリス本国政府は1923年に、ケニアにおいてヨーロッパ人とインド人に同等の権利は認められないとする、いわゆるデヴォンシャー白書を発した。また、インド人年季契約労働者の募集は、1916年を最後に停止されていた。Metcalf, *Imperial Connections*, p. 207.
- 67) 1931年の人口調査によれば、当時のインド人人口は、ヨーロッパ人(8,228人)、ゴア人(1,722人)、アラブ人(7,059人)、その他(589人)といった非アフリカ人人口を大きく上回っていた。なお、アフリカ人人口は、502万2640人と記録されている。LNA, R 2313/6A/38037/551, *Report by His Majesty's Government in the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the Council of the League of Nations on the Administration of Tanganyika Territory for the Year 1931*, pp. 99–101.
- 68) Gregory, *India and East Africa*, pp. 388–389.
- 69) ‘Racism in Tanganyika’, *Dar-es-Salaam Times*, 18 March 1922, p. 3.
- 70) TNA, FO 371/3775, Minute by H. W. Malkin, 18 February 1920 (Callahan, *Mandates and Empire*, p. 48より引用).
- 71) Laura Bear, ‘An Economy of Suffering: Addressing the Violence of Discipline in Railway Workers’ Petitions to the Agent of the East Indian Railway, 1930–47’, in Steven Pierce and Anupama Rao (eds.), *Discipline and the Other Body: Correction, Corporeality, Colonialism*, Durham and London: Duke University Press, 2007, pp. 243–272, p. 244.
- 72) TNA, CO 691/52, H. S. L. Polak (Indians Overseas Association) to CO, 2 December 1921. 植民地省の高官チャールズ・ストレイチーは、「そうしなくてはならないことには我慢がならない」と述べ、もし実際とは逆に、ヨーロッパ人が屋外、インド人が屋内に案内されていたとしても、インド人は同様な不平を鳴らしたであろうと書きつけずにはいられなかった。TNA, CO 691/52, Minute by Charles Strachey, 6 December 1921.
- 73) TNA, CO 691/61, H. S. L. Polak to CO, 31 January 1922. なお、引用文中の「規約」は、原文では‘the Convention’となっているが、前後の文脈に鑑み、‘the Covenant’の誤記であると推測し、このように訳出した。
- 74) TNA, CO 691/61, Minute by Charles Strachey, 1 February 1922; Telegram from the Secretary of State for the Colonies to the Governor of Tanganyika Territory, 2 February 1922.
- 75) TNA, CO 691/62, Byatt to Lord Duke (Principal Secretary of State for the Colonies), 2 April

- 1923; Gregory, *India and East Africa*, p. 381; Iliffe, *A Modern History of Tanganyika*, p. 264.
- 76) 'Indians in Tanganyika', *The Indian Quarterly Register*, vol. 1, January–June 1925, p. 181; 'Indians outside India', *Indian Review*, vol. 24, no. 4, 1923, p. 260.
- 77) TNA, CO 691/62, Byatt to Lord Duke, 2 April 1923.
- 78) 'Indians outside India', *Indian Review*, vol. 24, no. 4, 1923, p. 260.
- 79) TNA, CO 323/908/8, Telegram from the Governor of the Tanganyika Territory to the Secretary of State for the Colonies, 3 April 1923. なお、以下の新聞記事では、わずか2週間のあいだに食糧価格が最大で4倍にまで暴騰し、その影響をもっとも被ったのは都市部のアフリカ人住民であると報道されている。'Dignity Need Not Be Lost', *Dar-es-Salaam Times*, 14 April 1923, p. 2.
- 80) TNA, CO 323/908/8, Telegram from the Governor of the Tanganyika Territory to the Secretary of State for the Colonies, 3 April 1923.
- 81) TNA, CO 323/908/8, Strachey, 'Petitions to League of Nations from Inhabitants of Mandated Territories', 18 April 1923.
- 82) TNA, CO 323/908/8, Minute by Strachey, 20 April 1923.
- 83) TNA, CO 323/908/8, Minute by Charles Thomas Davis, 23 April 1923.
- 84) TNA, CO 323/908/8, Minute by William Ormsby-Gore, 24 April 1923.
- 85) League of Nations, *Permanent Mandates Commission, Minutes of the First Session, Held in Geneva, October 4th to 8th, 1921*, p. 28. イギリス帝国においては、建前上、「人権」や言語にかかわらず、すべての植民地住民にたいして、本国の国王や議会へ請願する権利が19世紀前半までに認められていた。Richard Huzzey and Henry Miller, 'Colonial Petitions, Colonial Petitioners, and the Imperial Parliament, ca. 1780–1918', *Journal of British Studies*, vol. 61, no. 2, 2022, pp. 261–289.
- 86) Gregory, *India and East Africa*, p. 382; Iliffe, *A Modern History of Tanganyika*, p. 265.
- 87) Gregory, *India and East Africa*, p. 382.
- 88) 'Indians outside India', *Indian Review*, vol. 25, no. 4, 1924, p. 260.
- 89) League of Nations, *Permanent Mandates Commission, Minutes of the Fourth Session, Held at Geneva from June 24th to July 8th, 1924*, pp. 102–103.
- 90) LNA, S218/1/7/2, f. 634d, 'Indians in Mandated Territories: Submission of Their Grievances to the League of Nations', *Indian Daily Mail*, 14 February 1925.
- 91) TNA, CO 691/81, India Office to Colonial Office, 20 February 1925.
- 92) TNA, CO 691/81, Minute by Strachey, 7 March 1925.
- 93) Gregory, *India and East Africa*, p. 383.
- 94) この過程については、以下を参照。Pedersen, *The Guardians*, pp. 77–83; Burra, 'Petitioning the Mandates', pp. 114–123.
- 95) League of Nations, *Record of the Third Assembly, Plenary Meetings*, vol.1: Text of the Debates (Meeting Held from September 4th to 30th, 1922), Minutes, Plenary session, 20 Sep-

- tember 1922, p. 156.
- 96) LNA, S284/1/75/1, William Rappard to Anna Buggie-Wicksell, 17 November 1922.
- 97) LNA, S284/1/75/1, Buggie-Wicksell to Rappard, 25 November 1922.
- 98) タワーの請願のほかにも、たとえば、おなじく 1927 年にフランス委任統治領シリアから直接ジュネーヴへ請願が寄せられている。LNA, R21/1/18954/4284, Sloeiman Waked to the President and Members of the Council of the League of Nations [PMC], 2 May 1927.
- 99) LNA, R40/1/58370/15313, Rajabali Esmail Bhalloo Thawer to the Secretary of the Mandates Section of the League of Nations, 17 February 1927.
- 100) LNA, R40/1/58370/15313, Vito Catastini (Mandates Section) to Thawer, 26 March 1927.
- 101) LNA, R40/1/58370/15313, Thawer to the Secretary of the Mandates Section of the League of Nations, 22 June 1927; G. F. Sayers to Thawer, 2 June 1927; Mandates Section to Thawer, 27 July 1927.
- 102) LNA, R40/1/58370/15313, Minute by J. V. Walters, 26 July 1927.
- 103) LNA, R40/1/58370/15313, Minute by Huntington Gilchrist, 26 July 1927. 実際には PMC は、1925 年に開催された第 6 回会合にて、連盟宛ての請願を恣意的に差し止める権利を受任国に認めることはできないと議論している。League of Nations, *Permanent Mandates Commission, Minutes of the Sixth Session, Held at Geneva from June 26th to July 10th, 1925*, p. 97.
- 104) TNA, CO 691/93/3, Memorandum by Huntington Gilchrist, 2 August 1927; LNA, R40/1/58370/15313, Catastini to Ormsby-Gore, 5 December 1927.
- 105) League of Nations, *Permanent Mandates Commission, Minutes of the Twelfth Session Held at Geneva from October 24th to November 11th, 1927*, pp. 85–86.
- 106) TNA, CO 691/93/3, Minute by E. G. Machtig, 9 December 1927.
- 107) TNA, CO 691/93/3, John Scott to Leo Amery, 15 September 1927; LNA, R40/1/58370/15313, R. H. Campbell to Eric Drummond, 5 November 1927; Ormsby-Gore to Catastini, 28 November 1927.
- 108) 1923 年から 1936 年までイギリス代表として PMC で主導的な役割をはたしたルガードは、タワーの請願の前年にあたる 1926 年に、他の PMC 委員へ配布すべく、委任統治制度にかんする覚書を作成した。そのなかで彼は、委任統治領は植民地や保護領とは異なると述べたうえで、その最大の差異は、「受任国がなんらかのかたちでその誓約に違反したりそれを軽視したりしたと思う場合、委任統治領住民が国際連盟へ請願する権利」が認められていることにあると強調した。この請願権が「根本的に重要」な点であり、その権利について、請願の「手続きやそのほかの条件と合わせて十分に知られるべきである」と綴った。こうしたルガードの意見は、テオドーリをふくむ PMC 委員の多くから賛同を得た。LNA, R60/1/51258/22099, Note by Sir Frederick Lugard on the Procedure with regard to Memorials or Petitions, 15 May 1926; League of Nations, *Permanent Mandates Commission, Minutes of the Ninth Session Held at Geneva from June 8th to June 25th, 1926*,

pp. 52-54.

109) ただし、イギリスの本国政府および各委任統治領の当局が、住民の請願権をつねに尊重して国際連盟へ請願を送付したわけではけっしてない。たとえば、イギリスを受任国とする委任統治領トーゴにおいては、現地の統治者へ請願を提出した住民がいたにもかかわらず、当局は住民の氏族間の係争を現地で処理ないしは抑圧するほうが好ましいと考え、その問題が国際連盟の注目するところとならないようにした。また、おなじくイギリス委任統治下のカメルーンにおいては、統治にかんしてジュネーブへ届けられた請願はほとんどなかった。Pedersen, *The Guardians*, p. 88.

110) Framke, 'India's Freedom and the League of Nations'.

(第20期第8研究会による成果)